

新たに下水道が使えるようになった区域では、受益者負担金が賦課されたり、自宅から下水道へのつなぎ込み工事ができるようになります。すでに下水道が使える区域の方も、下記の内容を今一度ご確認ください。

受益者負担金が賦課されます

下水道が使えるようになり、供用開始の公示がされると、その区域内の土地の所有者（その土地に地上権、質権等の権利がある場合はその権利者）に対して「受益者負担金」が賦課されます（賦課は一度限り）。

負担金の額は？

所有している土地の広さ 1㎡あたり 600円です。
例 / 50坪（約165㎡）の土地では 9万9100円

負担金の納付方法は？

負担金は20回（年4回×5年）に分けて納めることができます。また、納付金を全額または年額を一括で納付すると、納付金の一部が報奨金として交付される「一括納付報奨金制度」が適用されます。

納付方法	報奨率
初年度の第1期に全額を一括納付	20%
2年目の第1期に残額を一括納付	16%
3年目の第1期に残額を一括納付	14%
4年目の第1期に残額を一括納付	12%
各年度の第1期にその年度分を一括納付	6%

※報奨金が交付されるのは第1期（7月）の納期限内に一括して納める場合に限り、2年目以降は未納がない場合に限り。

つなぎ込み工事の補助制度

供用開始後3年以内に下水道へのつなぎ込み工事を行う場合、次の①か②のどちらかの制度を受けられます。なお、浄化槽を設置している場合は、他の生活排水を含め接続工事をして、直接公共下水道へ流してください。早めのつなぎ込み工事にご協力をお願いします。

①水洗化工事の助成制度 /

- ・くみ取り便所の大便器取替 1個につき 1件1万円
- ・浄化槽接続工事 1件1万円

②融資あっせん制度 / 水洗便所に改造する工事費などを負担することが困難な場合、町が指定した金融機関に融資あっせんを行い、その融資額（工事費の範囲内）に伴う利子を助成します。

●融資額 / 1世帯当たり 10万円以上 50万円以内（1万円単位）

※借入額を完済した場合には、支払い利子に対して100%分の利子補給をします。



下水道が使える区域が増えました



4月から町内の一部区域で新たに下水道が使えるようになりました（下図参照）。より衛生的な生活環境を実現できるよう、下水道への接続をお願いします。

●問 / 上下水道課 ☎ 093・434・1829



■ 新たに下水道が使える区域
■ すでに使える区域



与原生地区画整理地内

● 苧田町下水道排水設備指定工事店一覧を更新しました

一覧が必要な方は、苧田町HPからダウンロード、もしくは上下水道課窓口までお越しください。
※注意：委託された業者を装った悪質な訪問販売や、排水管の清掃・点検などの名目で、業者が不必要な作業等を行おうとする事例が報告されています。不審に思われた際には、町より発行された顔写真付きの身分証明証をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

下水道に接続している方へ

● 下水道を正しく使いましょう

- ・台所では、野菜くずやご飯の残り、食用油などを流さないようにしましょう。
- ・トイレではトイレトーパー以外の異物などを流さないようにしましょう。浴室などの排水口には、大きなものが流れないように網か格子をつけましょう。
- ・合成洗剤に含まれているリンは、浄化センターで処理しても取り除くことが困難です。洗濯の際は無リン洗剤を使うように心がけましょう。

● 下水道を整備して住みよい町に

- 下水道が整備され、各家庭の下水道へ接続が進むと、より快適で衛生的な生活環境を実現できるようになります。例えば…
- 魚や水の生物が住みやすくなり、安心して川遊びのできる川になります。
 - 溝や川のいやな臭いがなくなり、住みやすい町になります。
 - くみ取りや浄化槽の管理の手間がなくなります。